

佐野市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 4 月

佐 野 市 長
佐 野 市 議 会 議 長
佐野市選挙管理委員会
佐野市代表監査委員
佐野市公平委員会
佐 野 市 消 防 長
佐野市農業委員会
佐野市教育委員会

佐野市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、佐野市長、佐野市議会議長、佐野市選挙管理委員会、佐野市代表監査委員、佐野市公平委員会、佐野市消防長、佐野市農業委員会、佐野市教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 4 年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本市では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、佐野市特定事業主行動計画策定委員会において、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び達成するための取組

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、佐野市長、佐野市議会議長、佐野市選挙管理委員会、佐野市代表監査委員、佐野市公平委員会、佐野市消防長、佐野市農業委員会、佐野市教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定し、その達成に向けた取組を実施する。

目標①：平成31年度までに、課長級以上の女性割合15%以上を目指す。

<取組内容>

- ・平成28年度より、キャリア形成を意識し、女性職員を多様なポストに計画的かつ積極的に配置する。
- ・平成28年度より、女性職員を対象とした研修の充実に努める。

目標②：平成31年度までに、男性職員の配偶者出産休暇の取得率を100%とし、育児参加のための休暇の取得率50%以上を目指す。

<取組内容>

- ・平成28年度より、妻が出産を控えている男性職員の所属長に対し、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、配偶者の出産に伴う育児参加のための休暇等）の周知を図るとともに、活用促進に関する助言を行う。
- ・平成28年度より、男性の育児参画の促進に向けて、管理職員を対象にした意識改革や職場マネジメントに関する研修の充実に努める。